

声明 — 増税と国民監視＝管理のための「共通番号法案」の撤回を要求する —

2012年5月10日
監視社会を拒否する会

共同代表 伊藤成彦(中央大学名誉教授) 田島泰彦(上智大学教授)
福島 至(龍谷大学教授) 村井敏邦(大阪学院大学教授)

(1) さる2月14日に民主党野田政権は、私たちの反対の声を踏みにじって「共通番号法案」(※)を閣議決定し本国会に上程しました。そしていま、彼らはそれを消費増税を柱とした社会保障と税の一体改革関連法案の審議から切り離し、自民党の賛成を得て早期に成立させることを画策しています。すべての国民の社会保障と税に関わる個人情報に国家が一元的にコンピュータ管理するこの「共通番号」制度は、増税と社会保障削減のための手段であるとともに、国家が国民を監視＝管理するための「国民総背番号制」の確立を狙ったものにほかなりません。

(2) 政府は、この「共通番号」制度が、消費税の逆進性を緩和するための「総合合算制度」や「給付付き税額控除」を導入するにあたって不可欠のものだと押し出しています。しかし、そもそも“天下の悪税”＝消費税の増税をやめればそのような必要はないというだけではありません。いまだに「総合合算制度」などの具体的内容すら明確化しないまま、とにかく「共通番号法案」の成立を先行させようとしているのが政府です。それは彼らが、国民からなお取れていないとみなした税金や保険料をさらにしぼり取るとともに、社会保障給付をよりいっそう削減するためにこそ、「共通番号」を使って国民ひとりひとりの所得や社会保険料の支払い状況などのすべてをガラス張り化しようとしているからにほかなりません。

(3) しかも驚くべきことに、上程された「共通番号法案」では、これまでまったく言われていなかった「刑事事件の捜査」のための「共通番号」の利用がうたわれています。社会保障と税の領域だけでなく、まさに治安対策のためにも「番号」が利用されようとしているのです。さらに、政府が国会の決定に縛られずにあらゆる行政の領域にフリーハンドで「番号」を利用できるようにするために、この法案では、「政令で定める公益上の必要があるとき」の利用を認めることを明記するとともに、これまでは「共通番号」の利用を「税と社会保障のため」としてきたその限定をも取り払いました。そればかりでなく、この「番号」は可視的なものとされ、また官民共用とされるなど、住基ネット導入時には広範な反対運動に直面してできなかったことがことごとく盛りこまれているのです。国民の“利便性”を高めるものともされている「共通番号」制度は、実は、政府が国民を監視＝管理するための“利便性”を高めることを狙ったものだと言わざるをえません。このような「共通番号法案」は、明らかに憲法13条で保障された国民のプライバシー権（自己情報コントロール権）を真っ向から侵害するものであって、決して許されるものではありません。

「共通番号法案」は、増税と社会保障削減のためであるとともに、すべての国民を監視＝管理するための「国民総背番号制」の確立を狙ったものにほかならず、私たちは政府に対してただちに撤回し廃案とすることを強く要求するものです。

※「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案」
略称「マイナンバー法案」